

# G 3 道路工事現場における 標示施設等の設置基準

初版 平成22年7月

# 道路工事現場における 標示施設等の設置基準

昭和 37 年 8 月 30 日 道発第 372 号

標記については、道路工事現場における道路交通の安全かつ円滑な運行を確保するため、今般、別添のとおり「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を定めたから、遺憾のないよう実施せられたく通知する。

(昭和 37 年 8 月 30 日 道発第 372 号 道路局長通達)

道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について

平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 37 号 国道国防第 205 号

標記については、工事情報の提供の改善等のため、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」(昭和 37 年 8 月 30 日付け 道発第 372 号 建設省道路局長通達)等の一部を下記のとおり改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

## 道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

(道路工事の標示)

1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式 1 を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

- 2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(1)を参照)

(迂回路の標示)

- 3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、道路標識「まわり道」(120-A、120-B)を設置するものとする。(参考(2)及び参考(3)を参照)

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色彩)

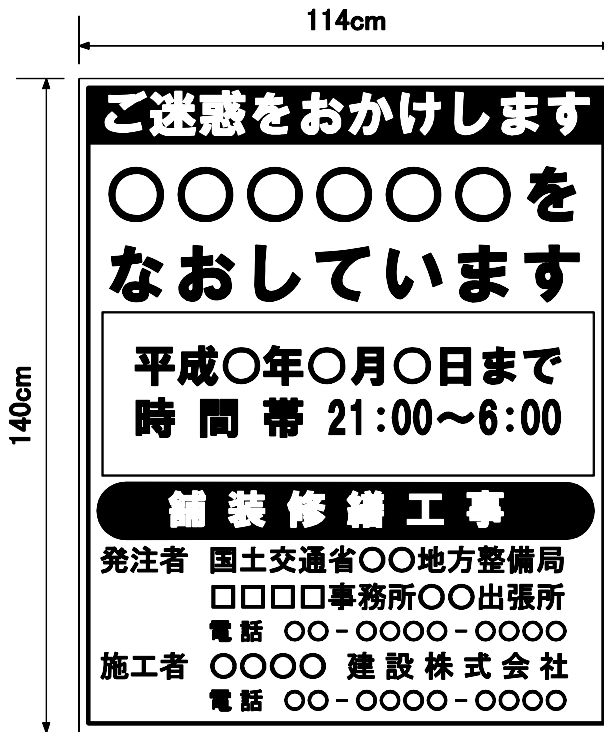
- 4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。

(管理)

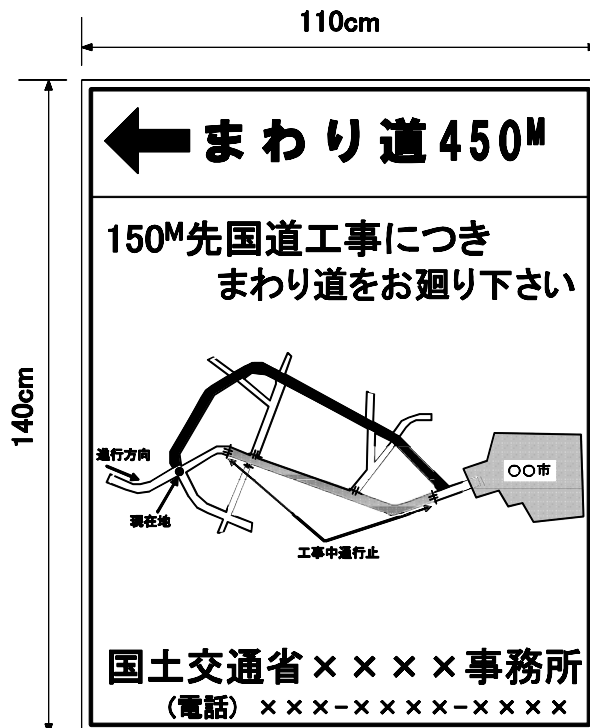
- 5 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

(平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号 道路局長通達)

別表 様式1



別表 様式2



## 別表備考

### 一 様式1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

### 二 様式2

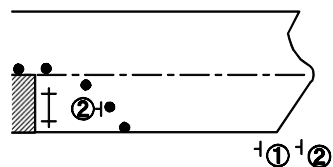
- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

参考(1) 車線の一部が工事中の場合の標示例

① 必要があれば設置する



(2車線道路)



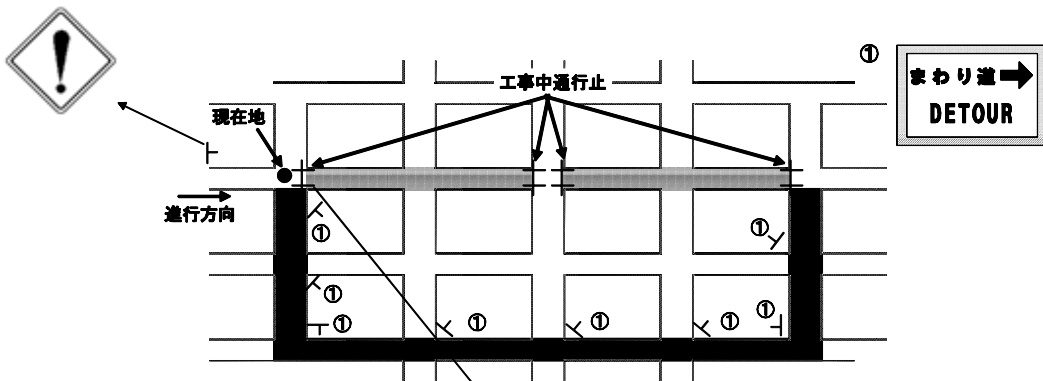
②



(4車線道路)

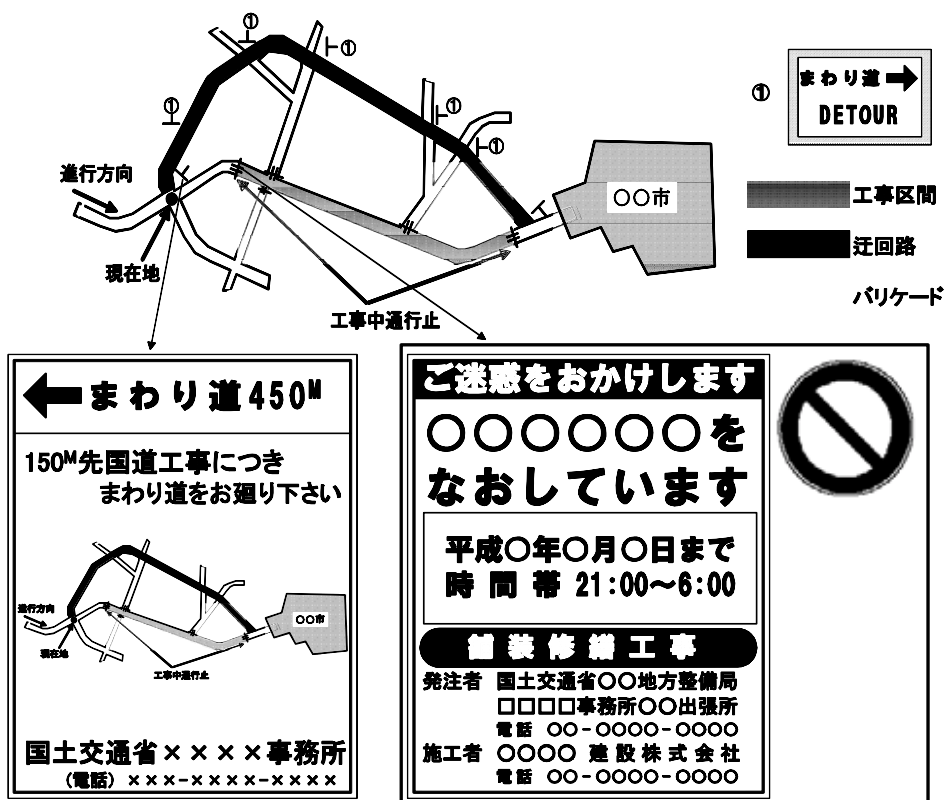
参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)

(進行方向に対する標識の設置例を示す)

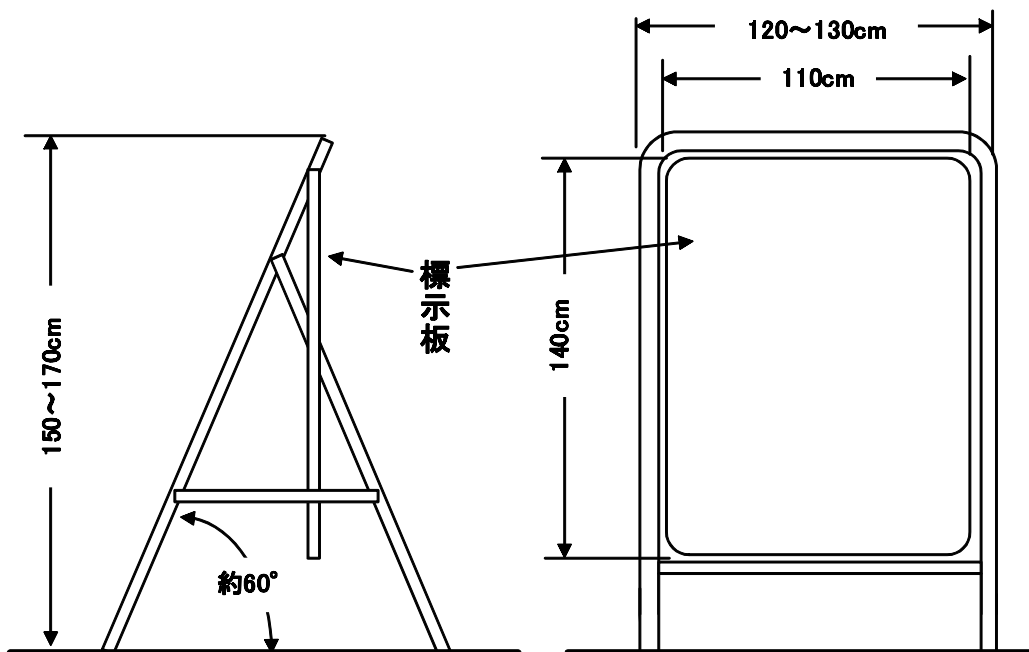


<p><b>ご迷惑をおかけします</b></p> <p><b>〇〇〇〇〇〇を なおしています</b></p> <p><b>平成〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00~6:00</b></p> <p><b>舗装修繕工事</b></p> <p>発注者 国土交通省〇〇地方整備局          〇〇〇〇事務所〇〇出張所          電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>施工者 〇〇〇〇建設株式会社          電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>		<p><b>まわり道 450M →</b></p> <p>この先国道工事につき まわり道をお廻り下さい</p> <p><b>国土交通省 × × × × 事務所</b>          (電話) × × × - × × × × - × × × ×</p>
---	--	---

参考(3) 工事中迂回路の標示例（地方部の場合）  
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考(4) 設置方法の一例



## 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について

国 道 利 第 38 号

国 道 国 防 第 206 号

平 成 18 年 3 月 31 日

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成15年10月7日の当委員会の提言（「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」）において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板的設置について下記のとおり定め、平成18年4月1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

### 記

#### 1 工事情報看板的設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

#### 2 工事説明看板的設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。



### 3 占用工事に係る取扱いについて

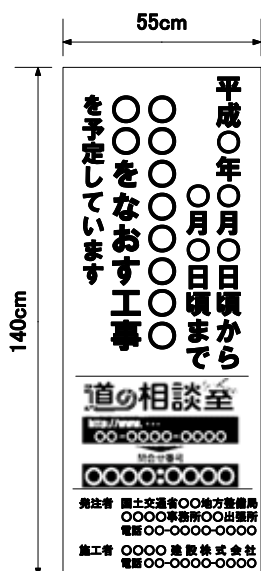
上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあつたては、様式3、様式4を参考とするものとする。

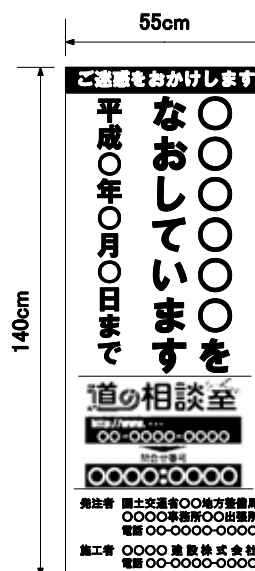
また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

(平成18年3月31日 国道利第38号 国道国防第206号 道路局路政課長 国道・防災課長通達)

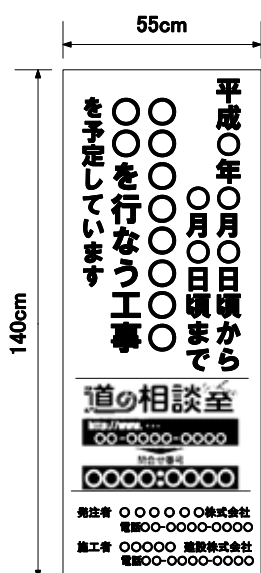
(様式1) 工事情報看板  
(道路補修工事)



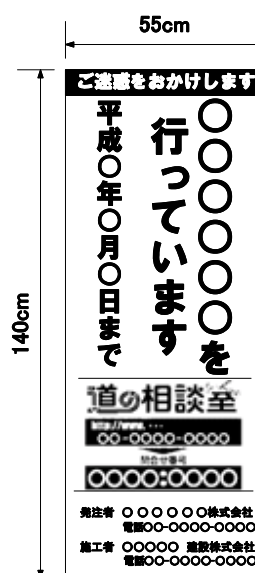
(様式2) 工事説明看板  
(道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板  
(占用企業工事)



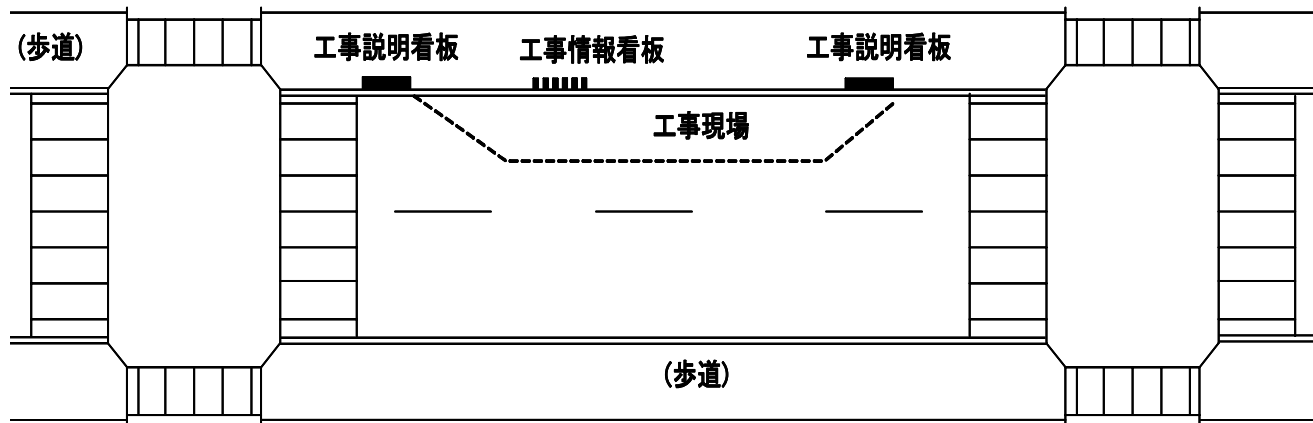
(様式4) 工事説明看板  
(占用企業工事)



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示板の設置場所



# 路上工事看板設置関連通達改正のポイント ( 事 例 集 )

平成18年9月

国土交通省 関東地方整備局

## 路上工事看板設置関連通達改正のポイント

目次

1. 改善の背景と趣旨	1
2. 路上工事看板の課題と関連通達	2
3. 主な改正点	5
4. 路上工事看板改正の経緯	7
5. 路上工事看板の設置におけるポイント	8
～参考資料～	
○路上工事看板設置事例集	13
●改善を要する事例	13
・工事目的の表示	14
・工事種別の表示	16
・旧路上工事看板の撤去	18
・新しい路上工事看板の設置位置	19
・路上工事看板の視認性	21
・色調の統一	23
・路上工事看板の汚損	24
●適切な事例	25
・工事目的の表示	26
・新しい路上工事看板の設置位置 ／視認性の確保	28
・工事種別の表示	29
・色調の統一	30
○工事看板表示基準	31
○路上工事看板設置における適用通達等について	32
○新しい路上工事看板パンフレット	33

## 1. 改善の背景と趣旨

路上工事に対する道路利用者からの不満や苦情は、依然として多い。

従来の路上工事看板に対する道路利用者の声

**「何のために工事をしているのか？」**

**「いつになったら工事が終わるのか？」**

【「道路利用者満足度調査」では、道路利用者の路上工事に対する満足度は平成14年度から16年度までは15項目中の14番目、平成17年度では13番目の低さ】



「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」

平成15年6月設立

『道路利用者の立場に立った施策を一層推進するための検討』



平成15年10月に改善委員会が「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」を提言としてとりまとめ。

- 何の工事か？
- 何のための工事か？
- いつ終わるのか？



- ・利用者にわかりやすく周知
- ・道路工事に対する理解を促進



**道路利用者及び道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供することが必要**



○一層の情報提供の改善を図り、道路工事に関する情報をわかりやすく提供

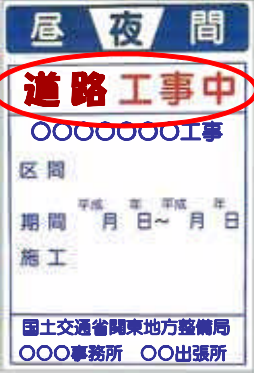
- ・工事主体（誰が？）
- ・工事目的（何のために？）
- ・工事期間（いつまで？）



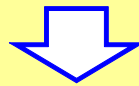

**一目でわかる  
路上工事看板を導入**

## 2. 路上工事看板の課題と関連通達

【課題1】何の目的で行う工事が判らない。(工事目的の不表示)



○昭和37年より設置。今回の改正で廃止。  
○「道路工事中」と表示されており、何の目的で行う工事がわからない。

○「何の目的」で行われている工事なのかを、わかりやすく表示。  
○ひと目でわかるように「工事期間（終了日のみ）」を表示。

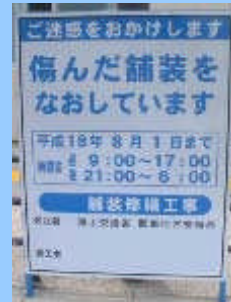
### 《表示例》

【従来の路上工事看板】



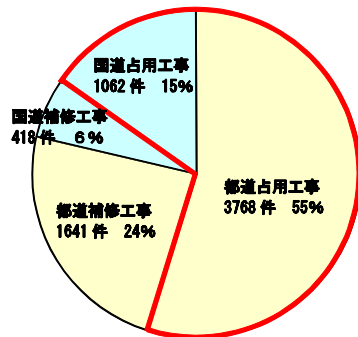
何の目的で行う工事が、わかりづらい。

【新しい路上工事看板】



何の目的で行う工事が、わかりやすく表示されている。

**【課題2】 占用工事なのに「道路工事中」と表示。（看板表示の間違い）**



路上工事の内訳  
(平成17年度 東京都23区内)

都内における路上工事の7割が**占用工事**であることから、工事が**占用工事**であることを道路利用者**が識別できるように「道路工事中」を「〇〇工事中」(例：地下鉄工事中、ガス工事中 等)と表示するよう変更。**



依然として、**占用工事なのに「道路工事中」と表示している場合が多い。**



今回の「道路工事保安施設設置基準」の改正に伴い、**占用工事の場合は「地下鉄工事中」、「ガス工事中」、「電気工事中」等、占用工事であることを道路利用者が識別できるように表示するよう再徹底。**

**《占用工事の表示例》**



占用工事（地下鉄工事）なのに「道路工事中」と表示している。



占用工事とわかるように「地下鉄工事中」と表示している。



**【課題3】 路上工事看板が重複してわかりづらい。(路上工事看板の乱立)**

路上工事看板の設置にあたっては、**重複している路上工事看板類を撤去し**、看板の乱立を防ぐことによって、見やすいようにする。

**《看板の設置事例》**



多種類の路上工事看板が乱立しており、中には重複した看板もある。



重複した看板を置かず、整然としており、情報が得やすい。

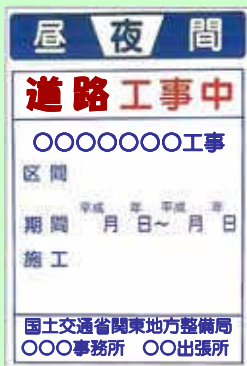
### 3. 主な改正点

#### 新しい工事標示板（工事中看板）の設置

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため道路工事（道路占用工事を含む）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を定める。

（国道利第 37 号・国道国防第 205 号「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」 平成 18 年 3 月 31 日 道路局長 通達）

○工事中看板（新しい）  
従来の工事標示板



道発第 372 号  
「道路工事現場における標示施設等の設置基準」  
昭和 37 年 8 月 30 日  
道路局長 通達

新しい工事標示板  
※以下「工事中看板」という



国道利第 37 号・国道国防第 205 号  
「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」  
平成 18 年 3 月 31 日  
道路局長 通達

工事への理解を求める「挨拶文」を表示

「何の目的」で工事を実施しているかをわかりやすく表示

「工事期間」は、一目でわかるように、終了日のみを表示し、枠囲みや大きな文字で強調

工事内容を簡潔に説明した「工事種別」を表示

「工事実施者」「問合せ先」は、関心のある道路利用者が確認できる程度に表示

工事中看板（新しい工事標示板）は、ドライバー等に対し実施している工事情報を提供するために、工事開始から工事終了までの間に設置。

（事務連絡 「路上工事に係わる工事看板の通達改正に伴う運用要領について」

平成 18 年 4 月 1 日 道路情報管理官）

## 工事情報看板、工事説明看板の設置

道路工事周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板を設置する。

(国道利第 38 号・国道国防第 206 号「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」平成 18 年 3 月 31 日 道路局 路政課長 国道・防災課長 通達)

### 工事情報看板



路上工事の開始を  
事前に通知

「道の相談室」の  
アドレスとフリー  
ダイヤルを表示

### 工事説明看板



現在実施している工事  
に関する情報を提供

「道の相談室」の  
アドレスとフリー  
ダイヤルを表示

工事情報看板は、歩行者（住民、通行者等）に対し予定している工事情報を提供するために、工事開始 1 週間前から工事開始までの間に設置。

工事説明看板は、歩行者（住民、通行者等）に対し実施している工事情報を提供するために、工事開始から工事終了までの間に設置。

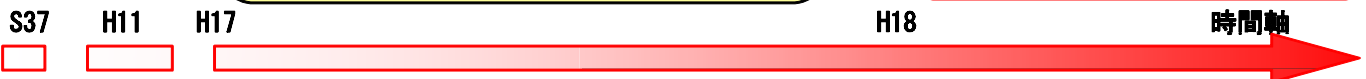
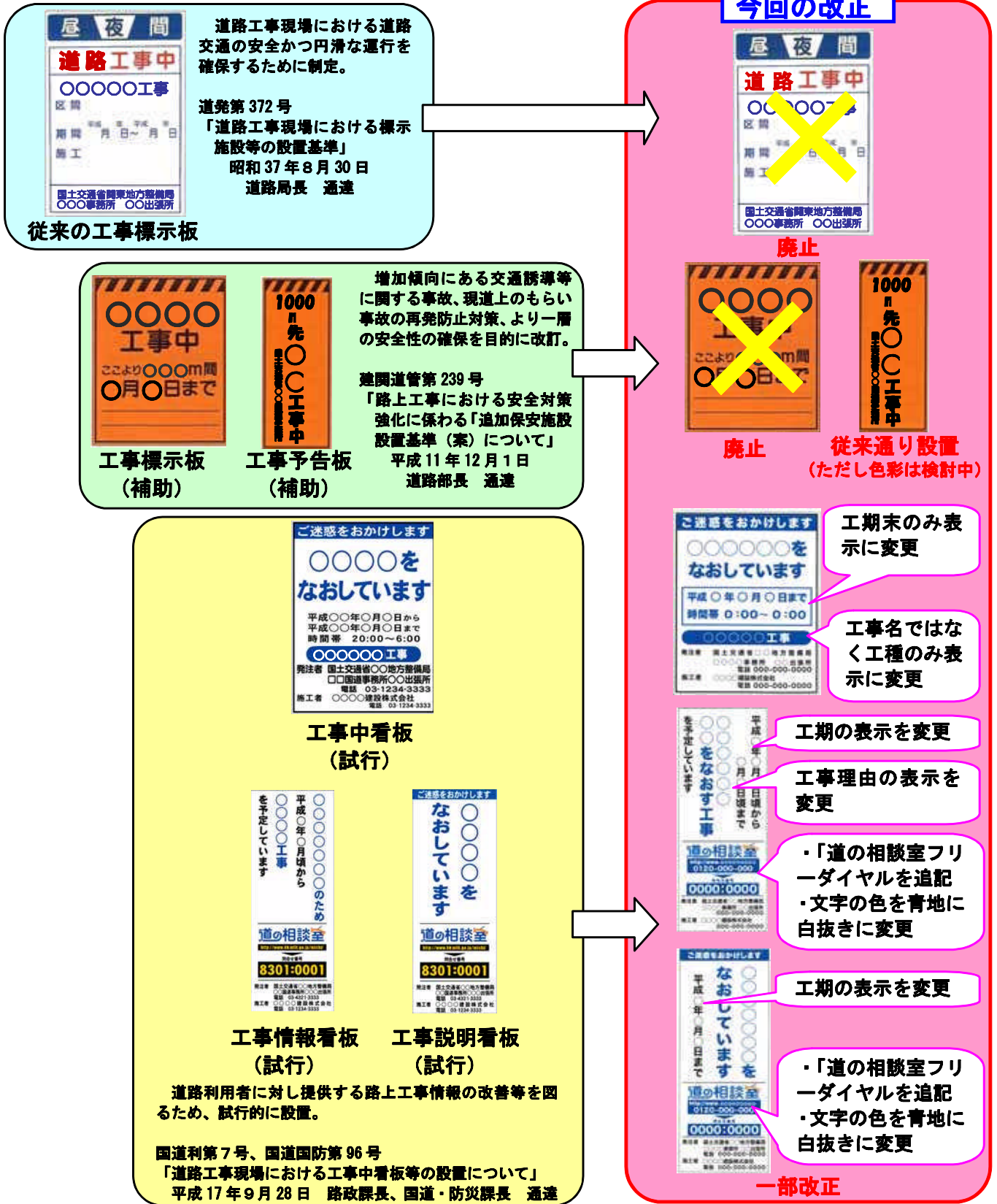
工事情報看板及び工事説明看板は高度な視認性を確保する。

(事務連絡 「路上工事に係わる工事看板の通達改正に伴う運用要領について」

平成 18 年 4 月 1 日 道路情報管理官)

#### 4. 路上工事看板改正の経緯

路上工事看板に関するこれまでの改正内容は以下のとおりである。



5. 路上工事看板の設置におけるポイント  
5. 1 工事目的が不表示

工事標示板の表示目的

○路上工事看板の表示目的を、**何の工事**を行っているかを**簡潔にわかるように表示**する。

【悪い例】



【良い例】

**ご迷惑をおかけします**  
**傷んだ舗装を**  
**なおしています**

平成〇年〇月〇日まで  
 時間帯 21:00~6:00

**舗装補修工事**  
 発注者 国土交通省関東地方整備局  
 ■■■■事務所〇〇出張所  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 施工者 〇〇〇〇 建設株式会社  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【悪い例】



【良い例】

**ご迷惑をおかけします**  
**歩道のバリアフリー化**  
**を行っています**

平成〇年〇月〇日まで  
 時間帯 21:00~6:00

**歩道整備工事**  
 発注者 国土交通省関東地方整備局  
 ■■■■事務所〇〇出張所  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 施工者 〇〇〇〇 建設株式会社  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

5. 2 看板標示の間違い

工事中（内部照明型）標示板の工事種別の表示

- 工事中（内部照明型）標示板の工事種別は、何の工事を行っているかを明確にわかるように表示する。
- 当該工事が占用工事の場合、**占用工事であることを道路利用者が明確に識別**できるような標示板を設置しなければならない。  
（「道路占用工事共通指示書 平成3年度版」 第60条 平成3年3月25日 関東地方整備局 道路部）

《直轄工事》

【悪い例】



何の工事を行っているか明確な表示となっていない。

【良い例】



何の工事を行っているか明確な表示となっている。

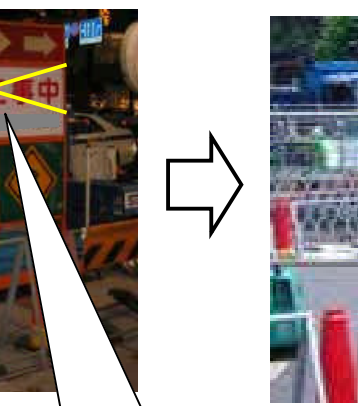
《占用工事》

【悪い例】



「占用工事」なのに、「道路工事」と表示されている。

【悪い例】



「占用工事」なのに、「道路工事」と表示されている。

【良い例】



「占用工事（地下鉄工事）」とわかるように表示されている。

### 5. 3 路上工事看板の乱立／旧路上工事看板の撤去

#### 路上工事看板の乱立



○工事現場内における新しい路上工事看板とあわせて設置する他の看板類については、安全性を最優先に考慮した上で、現場状況を適宜判断し、**路上工事看板が十分視認されるような設置・配置に留意する。(オレンジ色看板は、極力新看板の周辺には置かない)**

(事務連絡 「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」 平成18年3月31日 道路局 路政課道路利用調整室課長補佐・国道・防災課長補佐)

多くの看板が乱立されており、また、オレンジ看板も新しい路上看板の周辺に多く設置されており、新しい路上看板が認識しづらい。

#### 旧路上工事看板の撤去

○工事中看板(新しい工事標示板)の設置により、**従来の工事標示板及び工事標示板(補助)は撤去する。**

(国道利第37号・国道国防第205号 「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」 平成18年3月31日 道路局長 通達)

(事務連絡 「路上工事に係わる工事看板の通達改正に伴う運用要領について」 平成18年4月1日 道路情報管理官)

(事務連絡 「路上工事看板の改善について再徹底」 平成18年6月13日 道路情報管理官)



工事標示板(補助)は撤去する。

従来の工事標示板は撤去する。



工事標示板(通行中の皆様へ)は撤去する。

工事標示板(補助)は撤去する。

5. 4 その他

新しい路上工事看板の設置位置

- ①「工事情報看板」は、工事が予定されている現場直近の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから看板内容が見えないように）堅固に設置する。
- ②「工事中看板」は、規制している車線の車両進行方向起点のドライバー等の視認性を考慮した箇所に、歩行者の等の支障にならないように設置する。
- ③「工事説明看板」は、工事現場の起終点の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから看板内容が見えないように）堅固に設置する。

（事務連絡 「路上工事に係る工事看板の通達改正に伴う運用要領について」 平成 18 年 4 月 1 日 道路情報管理官）



工事看板設置例



工事中看板（写真右）はドライバーに見えるように設置。  
夜間、遠方からの視認性を確保するために必要に応じ照明等を設置。



工事中看板がドライバーに見えるように建築限界を守って設置。

建築限界

<p>歩道 2.5m 車道 4.5m</p>	<p>歩道 2.5m 車道 4.5m 路上施設</p>	<p>歩道 2.5m 車道 4.5m 0.25m</p>	<p>歩道 2.5m 車道 4.5m 路上施設 0.25m</p>
路肩を設け、路上施設を設けない場合	路肩を設け、路上施設を設ける場合	路肩を設けず、路上施設を設けない場合	路肩を設けず、路上施設を設ける場合

※数値は標準値である（「道路構造令参照」のこと）。



色調の統一



○緩衝材（ソフトカバー）は青色または白色とする。  
（事務連絡 「路上工事看板の改善についての再徹底」  
平成 18 年 6 月 13 日 道路情報管理官）

緩衝材（ソフトカバー）は、路上工事看板の色調と合わせ、青色または白色とする。

緩衝材（ソフトカバー）は、路上工事看板の色調と合わせ、青色または白色とする。

路上工事看板の維持と転用

○工事現場における標示施設及び防護施設については、道路利用者の路上工事に関する満足度の向上を妨げぬよう、修繕、塗装、清掃等の維持に努めること。

○占用工事の施工看板の転用については、修繕、塗装、清掃等の管理状態により判断し、汚損等がない場合には使用できるが、汚損等により更新する必要が生じた場合には、新しい路上工事看板を設置すること。

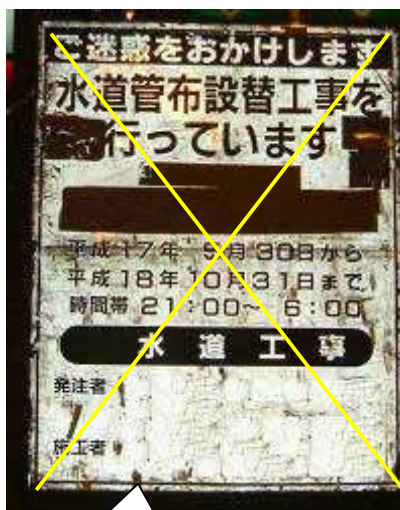
《参考》

直轄工事の場合、昨年度からの継続工事においては、試行看板を引き続き使用できるが、汚損等による更新時には新しい路上工事看板にすること。また、新規工事については新しい路上工事看板を設置すること。

（事務連絡 「路上工事看板の改善についての再徹底」 平成 18 年 6 月 13 日 道路情報管理官）



看板の下地と異なる色のテープによる補修を行っており、道路利用者の満足度を低下させてしまう。



全体的に汚れが目立つ。



全体的に汚れが目立つ。

# 路上工事看板の設置事例集

## 《改善を要する事例》

<工事目的が不表示>

■工事目的の表示



○工事中看板の工事目的が、簡潔でなく判りにくい。



○工事中看板の工事目的が、具体的でなく判りにくい。



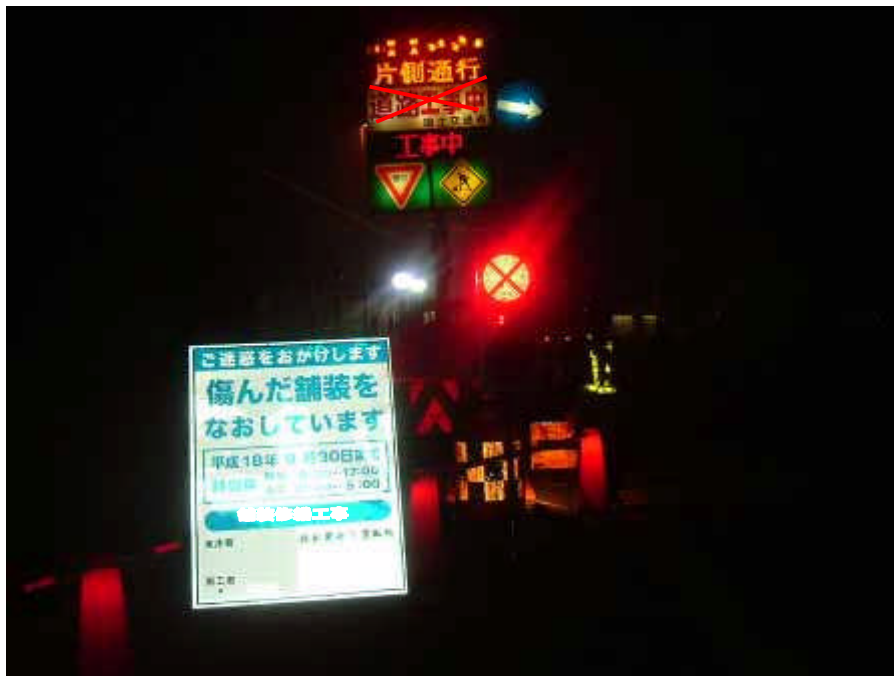
○工事中看板の工事目的が、具体的でなく判りにくい。

<看板表示の違い>

■工事種別の表示



○工事中（内部照明型）標示板の工事種別の表示が「舗装工事中」ではなく、「道路工事中」と標示されている。



○工事中（内部照明型）標示板の工事種別の表示が「舗装工事中」ではなく、「道路工事中」と表示されている。



○工事中看板が従来の工事標示板となっている。



- 工事種別の表示が「占用工事（地下鉄工事）」なのに「道路工事」と表示している。
- 工事中看板が設置されておらず、従来の工事標示板が設置されている。

<工事看板の乱立>

■旧路上工事看板の撤去



○工事中看板（新しい工事標示板）と一緒に、従来の工事標示板と工事標示板（補助）が設置されている。



○工事中看板（新しい工事標示板）と一緒に、従来の工事標示板が設置されている。

■新しい路上工事看板の設置位置

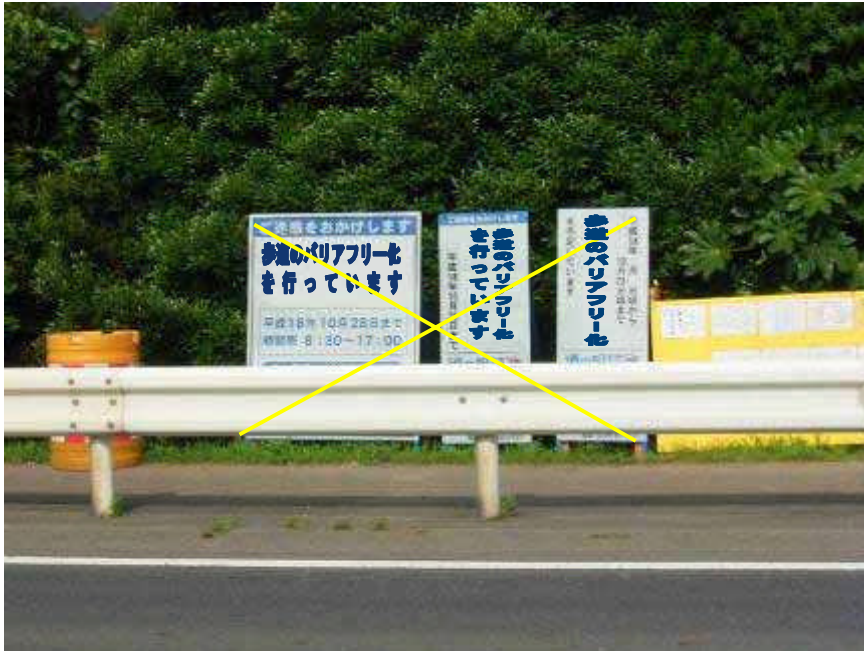


- 工事説明看板が、車道に向けて設置されており、歩行者等から見えない。
- 工事中看板と工事説明看板が近くに設置されている。



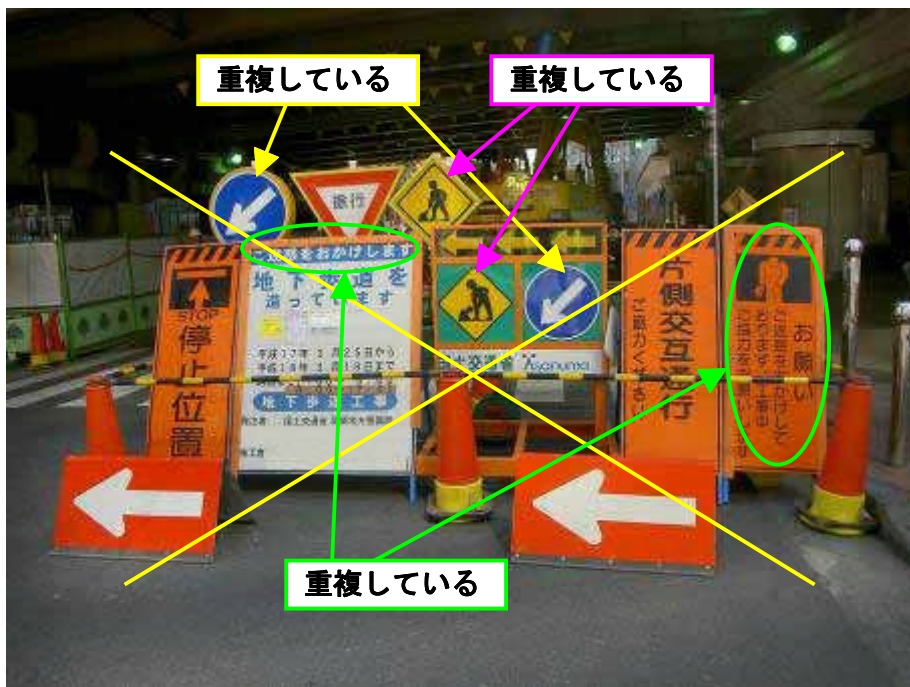
- 工事中看板がドライバーから見えにくい。
- 工事説明看板が、ドライバーからも見えるように設置されている。
- 工事中看板と工事説明看板が近くに設置されている。





- 工事開始1週間前から工事開始までの間に設置する工事情報看板（写真右）が、工事開始から終了までの間に設置する工事中看板（写真左）及び工事説明看板（写真中央）と同じ時期に設置されている。
- 工事中看板と工事説明看板が近くに設置されている。
- 工事中看板（写真左）がガードレールで見えない。

■路上工事看板の視認性



- 看板類が乱立して設置されている。
- 「お願い」の補助看板（写真右端）が設置されている。
- 指定方向外進行禁止規制標識（青地に白色の矢印）と道路工事中警戒標識（黄色地の菱形）が重複して置かれている。



- 看板が重なって設置されており、工事中（内部照明型）標示板が見えない。
- 従来の工事標示板が設置されている。



- 看板類が乱立して設置されている。
- 工事中看板が設置されておらず、工事標示板（補助）が設置されている。



- 看板が重なって設置されており、工事中看板や工事中（内部照明型）標示板が見えない。
- 工事中看板左側に「お願い」の補助看板が設置されている。

■色調の統一



○緩衝材（ソフトカバー）が看板の色調とあっていない（青色または白色）。



○緩衝材（ソフトカバー）が看板の色調とあっていない（青色または白色）。

■路上工事看板の汚損



- 従来の工事標示板及び補助看板が汚れている。
- 工事中看板が設置されずに、従来の工事標示板が設置されている。
- 「お願い」の補助看板が設置されている。



- 工事中看板の表示を下地と異なるテープで補修しており、汚れている。
- 工事標示板（補助）が設置されている。

## 《適切な事例》

■工事目的の表示







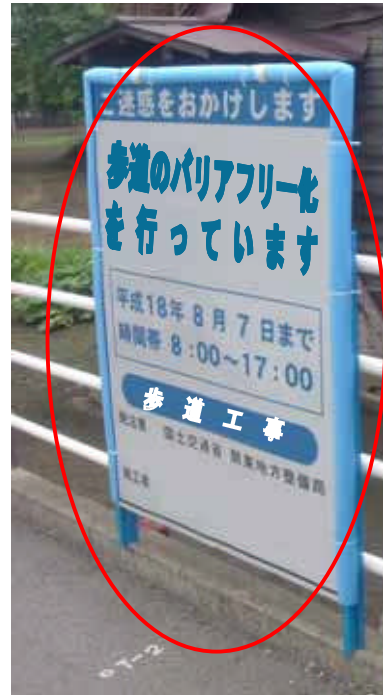
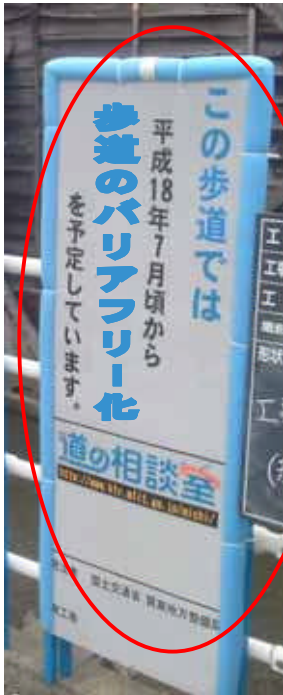
■新しい路上工事看板の設置位置／視認性の確保



■工事種別の表示



■色調の統一



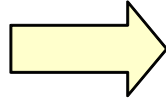
## 工事看板表示基準

区分	主な工種	工事種別	工事目的 (表示例)
直轄工事	舗装補修工事	舗装補修工事	傷んだ舗装をなおしています
	舗装工事	舗装工事	騒音を少なくする舗装を行っています
	歩道工事	歩道工事	傷んだ歩道をなおしています
	歩道工事	歩道工事	歩道のバリアフリー化を行っています
	歩道工事	歩道工事	歩道を広げる工事を行っています
	道路維持工事	道路維持工事	傷んだガードレール(標識、排水溝等)をなおしています
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線類の地中化を行っています
	共同溝工事	共同溝工事	災害からライフラインを守る共同溝工事を行っています
	橋梁補強工事	橋梁補強工事	地震対策のため橋の補強を行っています
	照明灯改修工事	照明灯改修工事	古くなった照明灯を新しくしています
	△△工事 (△△:橋梁、トンネル等)	△△工事 (△△:橋梁、トンネル等)	〇〇バイパス(道路)の△△工事を行っています (△△:橋梁、トンネル、舗装、盛土、切土、擁壁、水路等)
	歩道橋架け替え工事	歩道橋架け替え工事	古くなった歩道橋を新しくしています
	地下歩道設置(補修)工事	地下歩道設置(補修)工事	地下に(の)歩道をつくっています(なおしています)
電力関係	塗装工事	塗装工事	傷んだ塗装を塗り替えています
	供給関連工事	電気工事	電気設備の新設を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	電気工事	電気設備の取替を行っています 電気設備の撤去を行っています
	支障移設工事	電気工事	電気設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電気工事	電気通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電気工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電気工事	電気設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電気工事	電気設備の機材を入れて(出して)います
	点検・補修工事	電気工事	電気設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電気工事	電柱の撤去を行っています
電話・電気通信関係	道路復旧工事	電気工事	電気設備の埋設跡の復旧を行っています
	供給関連工事	電話工事	電話設備の新設を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	電話工事	電話設備の取替を行っています 電話設備の撤去を行っています
	支障移設工事	電話工事	電話設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電話工事	通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電気工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電話工事	電話設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電話工事	電話設備の機材を入れて(出して)います
	点検・補修工事	電話工事	電話設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電話工事	電柱の撤去を行っています
ガス関係	舗装復旧工事	電話工事	電話設備の埋設跡の復旧を行っています
	公衆電話BOX工事	電話工事	公衆電話BOXの【新設・撤去】を行っています
	供給関連工事	ガス工事	ガス管の新設を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	ガス工事	ガス管の取替を行っています ガス管の撤去を行っています
	修繕・補修工事	ガス工事	ガス管の修理を行っています
	支障移設工事	ガス工事	ガス管の移設を行っています
	埋設物調査工事	ガス工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	ガス工事	ガス漏れのため緊急修理を行っています
水道関係	点検・補修工事	ガス工事	ガス管の点検・修理を行っています
	舗装復旧工事	ガス工事	ガス管の埋設跡の復旧を行っています
	供給関連工事	水道工事	水道管の新設を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	水道工事	水道管の取替を行っています 水道管の撤去を行っています
	修繕・補修工事	水道工事	水道管の修理を行っています
	配水管工事	水道工事	
	支障移設工事	水道工事	水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	水道工事	埋設物の調査を行っています
下水道関係	緊急工事	水道工事	緊急で水道管の水漏れを直しています
	点検・補修工事	水道工事	水道管の点検・修理を行っています
	舗装復旧工事	水道工事	水道管の埋設跡の復旧を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	下水道工事	下水道管の新設を行っています 下水道管の取替を行っています 下水道管の撤去を行っています
	(浸水対策・耐震)工事	下水道工事	下水道管の浸水対策を行っています 下水道管の耐震化を行っています
	修繕・補修工事	下水道工事	下水道管の修理を行っています
	支障移設工事	下水道工事	下水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	下水道工事	埋設物の調査を行っています
下水道関係	緊急工事	下水道工事	下水道管の緊急修理を行っています
	点検・補修工事	下水道工事	下水道管の点検・修理を行っています
	舗装復旧工事	下水道工事	下水道管の埋設跡の復旧を行っています

# 路上工事看板設置における適用通達等について

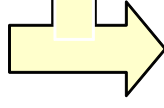
[H18. 3. 31 道路局長通達]

道路工事現場における標示施設等の設置基準（改正）



[H18. 4. 1 関東地方整備局長通達]

道路工事保安施設設置基準（改正）



[H18. 9. 13 道路部長事務連絡]

路上工事看板設置関連通達改正

イント（事例集）

[S62. 10. 23 関東地方環

道]

道路占用工事共通指示書

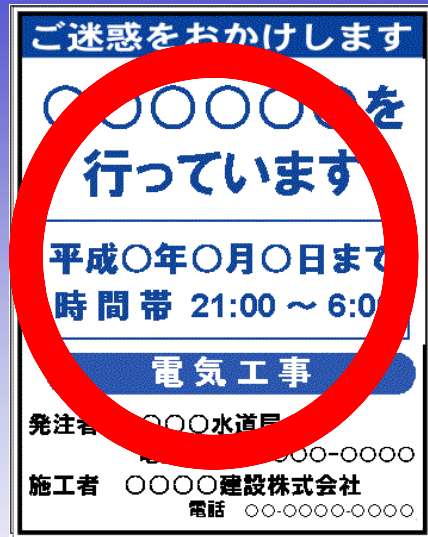
# 占用企業者のみなさんへ

道路見える化計画

課題が見える・やり方が変わる



旧工事中看板



新工事中看板

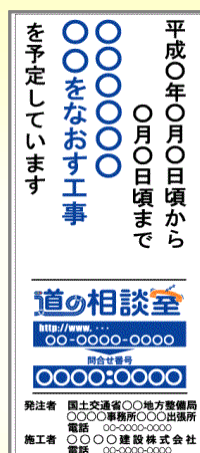
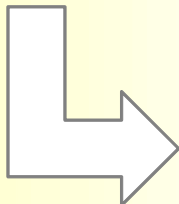
国道上の占用工事については、

## 新しい路上工事看板

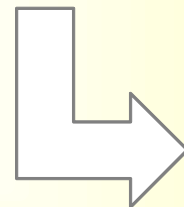
を使ってください。

また、新しい路上看板の使用とあわせて

工事開始の  
1週間前から  
工事開始まで  
「工事情報看板」を



工事開始から  
工事終了まで  
「工事説明看板」を



工事予定現場に設置し、歩行者（住民・通行者等）  
に対して工事情報を

# 占用企業者のみなさんへ

# 新しい路上工事看板の運用にあたって 注意してもらいたいこと

## 工事中看板について

- 新しい工事中看板といっしょに古い工事中看板を使うことのないようにしてください。
- 工事標示板は、新しい工事中看板と内容が重なるため設置する必要はありません。

旧工事中看板の他、中央の「御通行中の皆様へ」の看板、右の工事標示板（補助）は設置しない。



※但し、建築限界を守って設置して下さい。

## 工事情報看板・工事説明看板について

- 歩行者（住民、通行者等）に対して工事情報を提供するために設置するものです。ドライバーから看板内容が見えないよう設置してください。



工事説明看板がドライバーに対し設置されている。



工事説明看板が歩行者に対し設置されている。

※但し、建築限界を守って設置して下さい。

## 占用工事における内照式標示板等の設置について

- 施工中の工事が占用工事であることを道路利用者が明確に（電気工事・電話工事等）識別できるような標示板を設置してください。



道路工事保安施設設置基準

平成18年4月

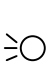


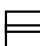

関東地方整備局



保安施設設置標準図一覽表

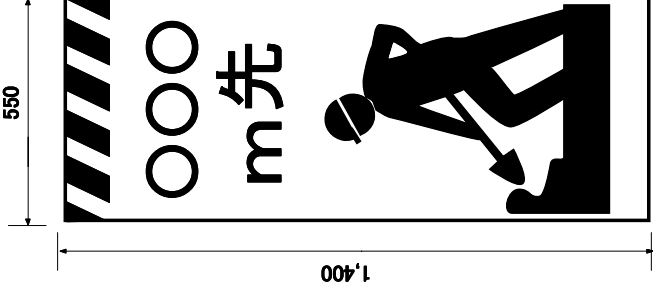
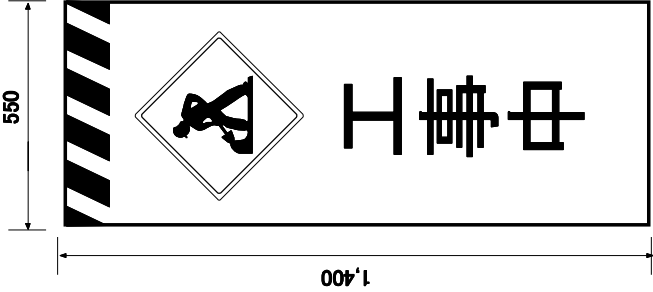
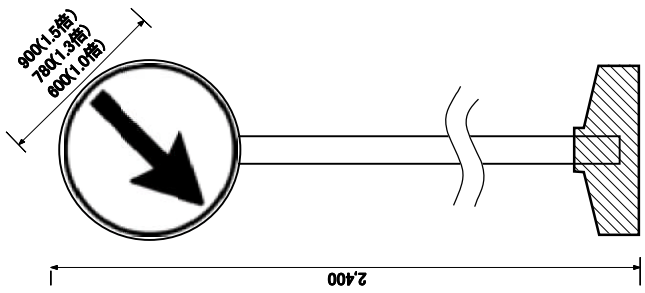
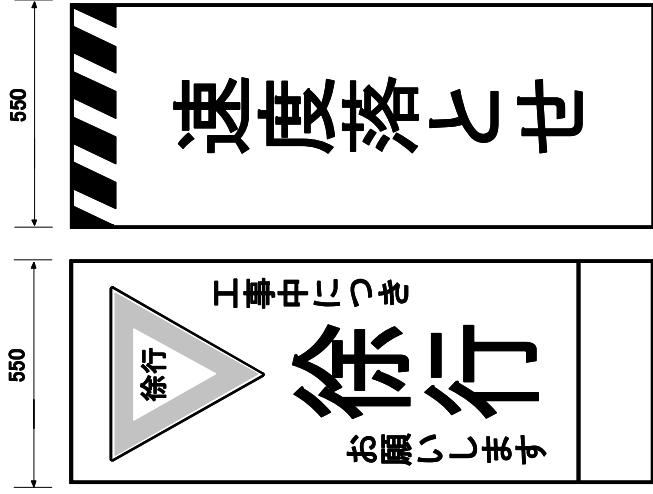
呼称	適用条件 (例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。)				
	工 種	車道幅員	昼夜別	摘	要
A 型	車道打換え・オーバーレイ・AS 注入	4 車線以上	夜間 (昼間) 作業	局部打換も含む	
B 型	〃 ・ 〃 ・ 〃	4 車線未満	同 上	〃	
C 型	〃 ・ 〃 ・ 〃	4 車線以上	同 上	〃	
D 型	中央分離帯修理、設置	-	同 上		
E 型	歩道工事	-	同 上		
F 型	ガードレール、標識、街渠等の設置修繕	-	同 上		
G 型	除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正	-	昼間作業		
H 型	路面および側溝の人力清掃	-	同 上		
I 型	目地シール作業等 (短時間作業)	-	同 上		
J 型	レーンマーク作業	-	同 上		
迂回路標示	迂回路標示	-	-		

保安施設等の設置目的

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	備考
工事用照明灯				○			
保安灯	■ (⑥)	○		○			
歩道柵	—●—(⑦)		○	○			
バリケード	—>—<		○	○			
矢印板		○					
保安員	人					○	
交通整理員	人	○					
クッションドラム						○	必要に応じて設置
体感マット						○	必要に応じて設置
交通誘導ロケット		○					必要に応じて設置
カラコーン	○	○	○	○			
標示板(工事予告)	①			○			
警戒標識	②			○			
規制標識(311-F)	③	○			○		
規制標識速度落とせ看板	④				○		
標示板(工事中看板)	⑤					○	

保安施設等の設置目的									
施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	備考		
工事中(内部照明型)	⑧	○							
警戒標識	⑨	○			○				
"	⑩	○			○				
歩行者案内板	⑪		○						
停止線標識	⑫				○				
信号機	⑬				○				
段差予告板	⑭			○					
段差標示板	⑮			○					
工事情報看板	⑯					○			
工事説明看板	⑰					○			
工事予告看板	⑱			○					
迂回路標示板	-	○							

保安施設標準様式図

番号	1	2	3	4
記号	①	②	③	④
名称	標示板(工事予告)	警戒標識	規制標識(311-F)	規制標識速度落とせ看板
<p>様式および標準寸法(単位mm)</p>				
<p>注</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>規制標識 (311-F)</p> <p>(1) 拡大率1.5倍を標準とするが場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。 (2) 夜間は内部照明とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

保安施設標準様式図

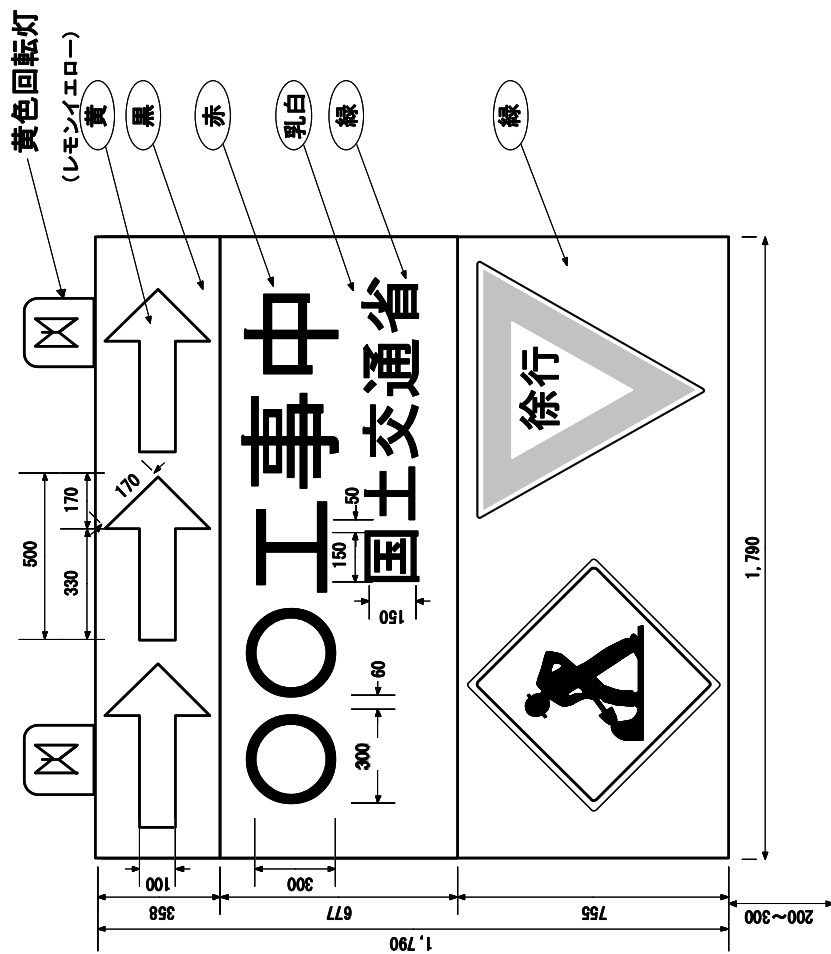
番号 5 ⑤ 標示板 (工事中看板)	高さ 1,100		式 び 法 標準寸法 (単位mm)
番号 6 ⑥ 保安灯	高さ 1,000~1,300		(1) 転倒しないように留意して設置すること。
番号 7 ⑦ 歩道柵	高さ 1,000 53		(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。
注	(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「○○○○○工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○」をなしております等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。 (2) 線の余白は、2cm緑線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。 (3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。 (4) 「○○工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。 (5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。		

保安施設標準様式図

8

⑧

工事中 (内部照明型)



- 注
- (1) 内部照明とし矢印は順次点滅させる。
  - (2) 警戒標識、規制標識は1.0倍とする。
  - (3) 「〇〇工事中」には「舗装工事中」、「共同溝工事中」等と記載し、「道路工事中」とは記載しない。

標

示

号  
番  
記  
名

保安施設標準様式図

番号	記号	名称	寸法	設置位置	設置方法	備考
9	⑨	車線数減少	550			
10	⑩	片側交互通行	550			
11	⑪	歩行者案内	550			
12	⑫	停止位置	550			

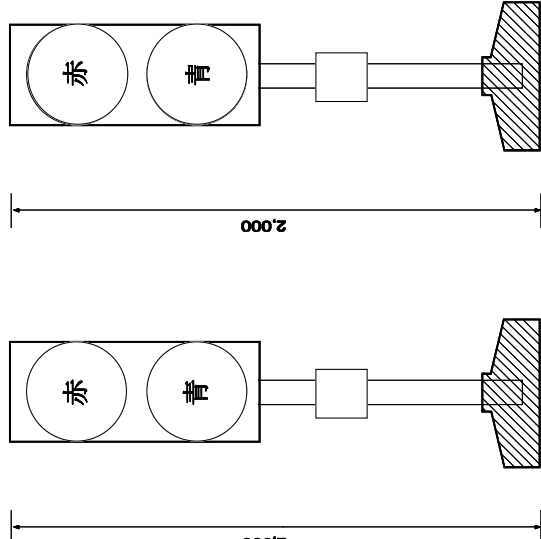
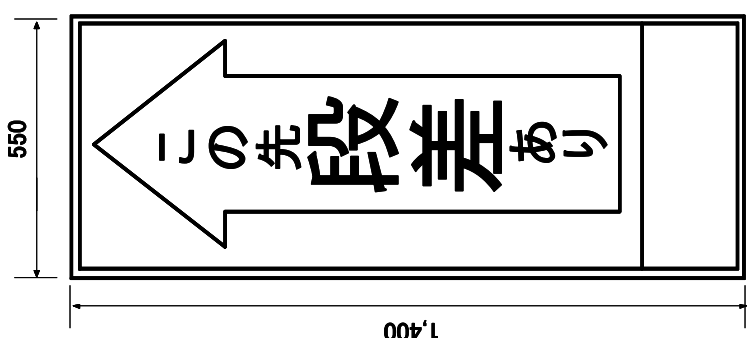
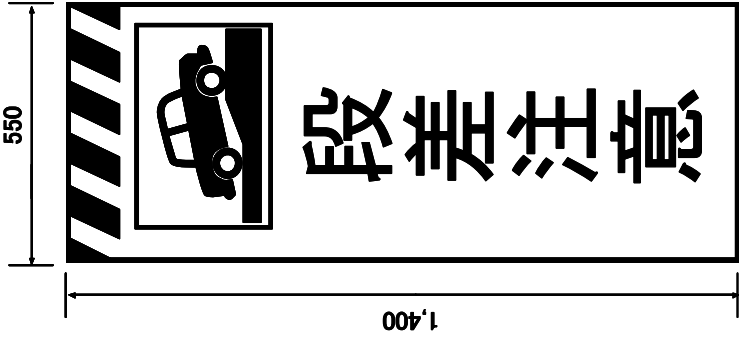
  

式	寸法	設置位置	設置方法	備考
	1,400			(1) 高輝度反射式とする。 (2) 実際の規制に合わせた図とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。
	1,400			(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。
	1,400			(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。
	1,400			(1) 高輝度反射式とする。 (2) 路面に停止線を設ける。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。

式  
寸法  
設置位置  
設置方法  
備考

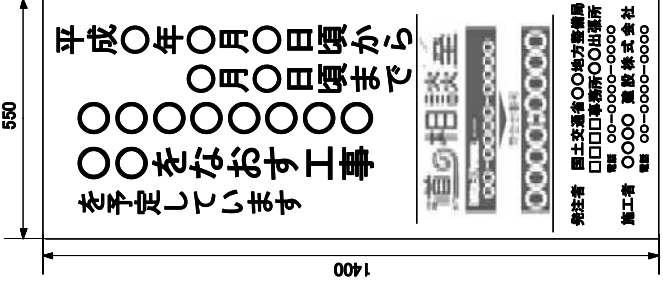
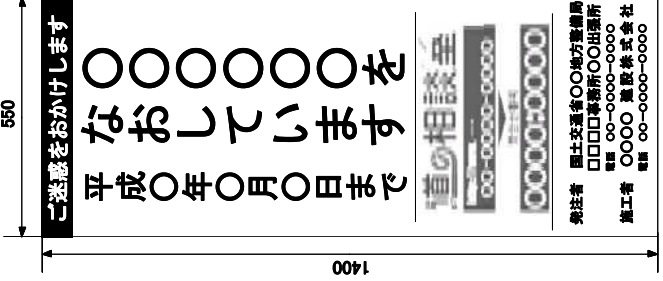
注

保安施設標準様式図

番号	13	14	15
記号	⑬	⑭	⑮
名称	信号機	段差予告	段差標示
<p>式び よび 標準寸法 (単位mm)</p>			
注	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p>		
	<p>(1) 50mから150m手前に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>		
	<p>(1) 段差箇所を設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>		



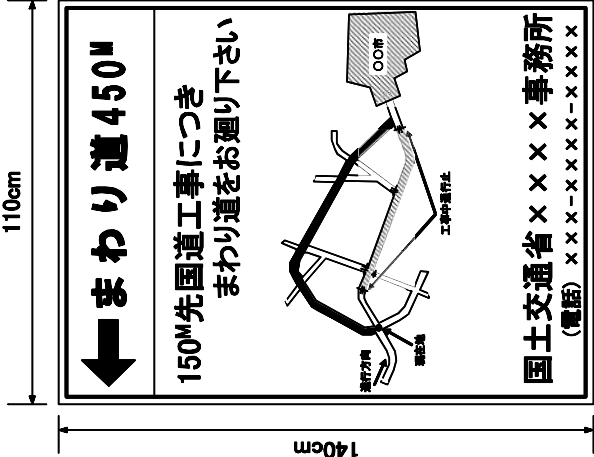
# 保安施設標準様式図

番号	16	17			
記号	⑩	⑪			
名称	工事情報看板	工事説明看板			
様式および標準寸法(単位:mm)					
注	<p>(1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>				
	<p>(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事開始から道路工事が終了までの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>				

保安施設標準様式図

番号	18	19	20	21
記号	⑱	○	→	⇒
名称	工事予告看板	カラーコーン	バリケード	矢印板
様式および標準寸法(単位mm)				
注	<p>(1) 500mから1000m手前に設置する。                  (2) 高輝度反射式とする。                  (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 夜間は内部照明とする。                  (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。                  (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。                  (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

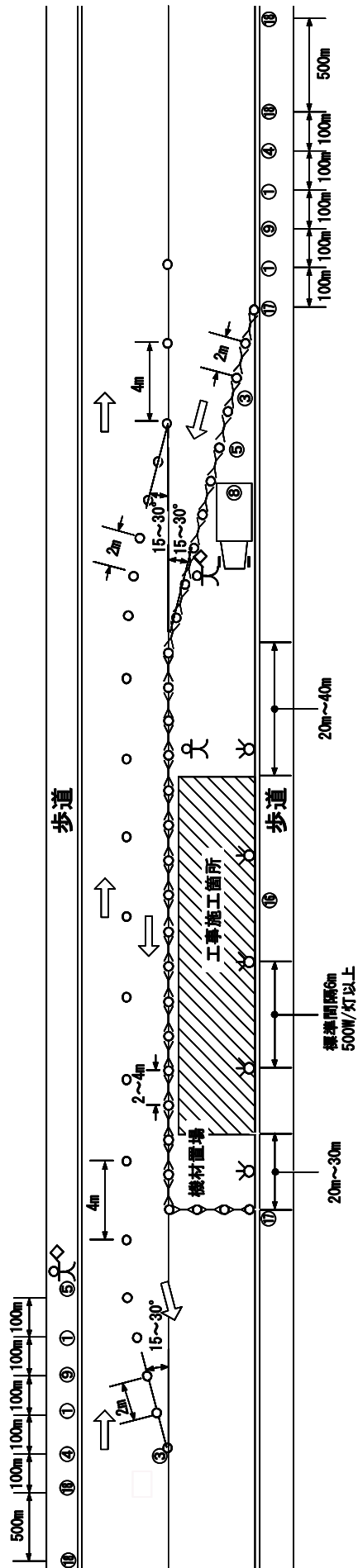
保安施設標準様式図

番号	22		
記号			
名称	迂回路標示板		
様式および 標準寸法 (単位mm)			
注	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。		

# A 型標準図

車道打換(局部打換も含む)  
オーバーレイ  
As注入

: 4車線以上 : 夜間(昼間)

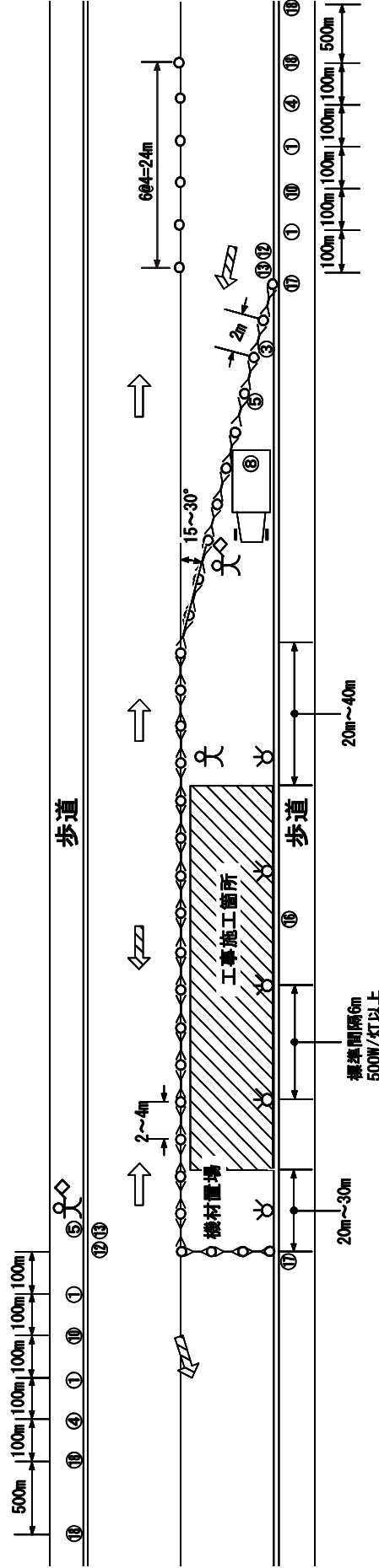


- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。  
 2. 歩車道境界のパリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。  
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。  
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。  
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。  
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工区間で調整を行い設置すること。  
 7. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。  
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

# B 型標準図

車道打換(局部打換も含む)  
オーバーレイ  
As注入

: 4車線未満 : 夜間(昼間)

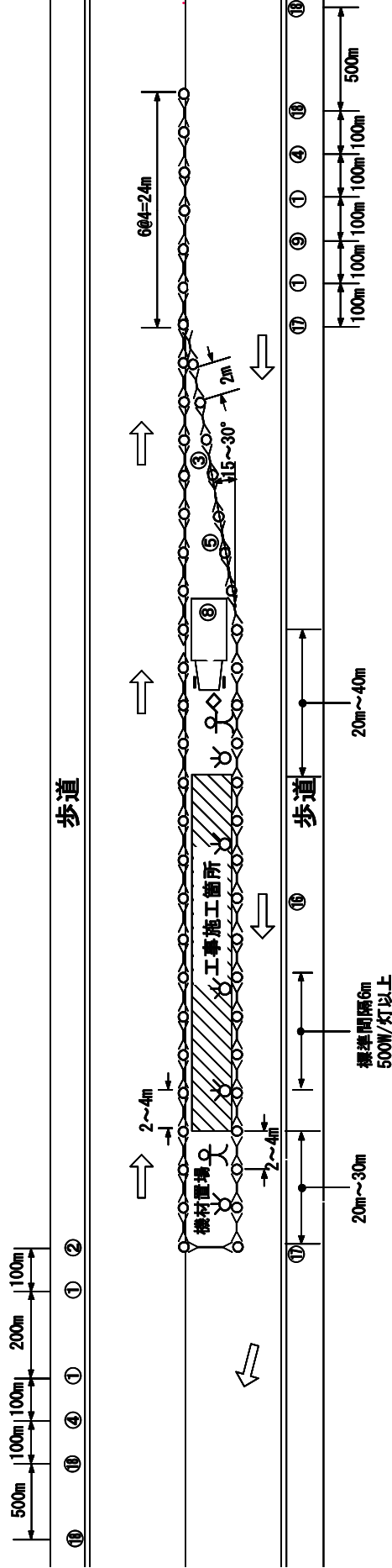


- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。  
 2. 歩車道境界のパリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。  
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。  
 4. 現地の状況により信号機を使用することが出来る。  
 5. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。  
 6. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。  
 7. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工間で調整を行い設置すること。  
 8. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。  
 9. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

# C 型標準図

車道打換(局部打換も含む)  
オーバーレイ  
As注入

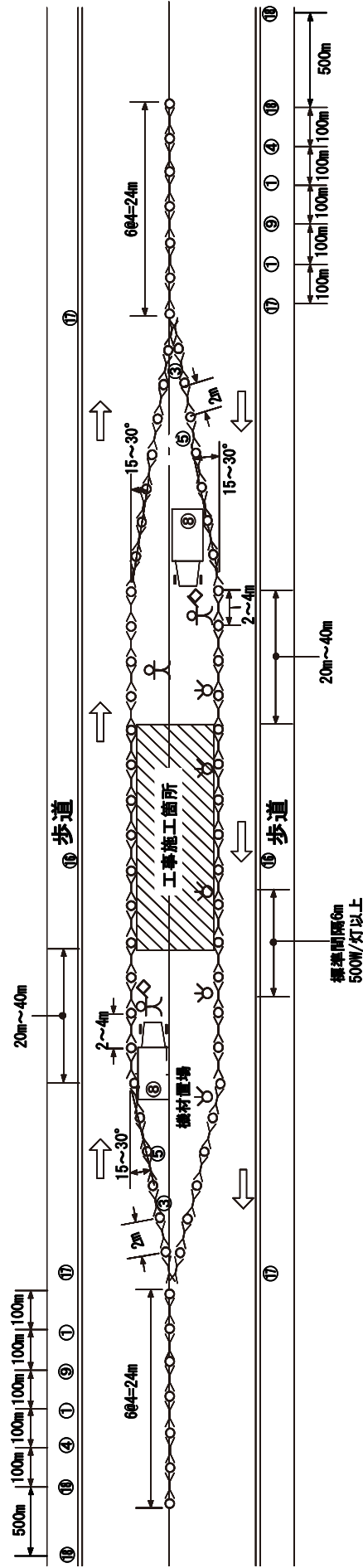
: 4車線以上 : 夜間(昼間)



- 注) 1. 保安要員及び交通整理員をそれぞれ1名以上おくこと。  
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。  
 3. カラコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。  
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。  
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工間で調整を行い設置すること。  
 6. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。  
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

# D 型標準図

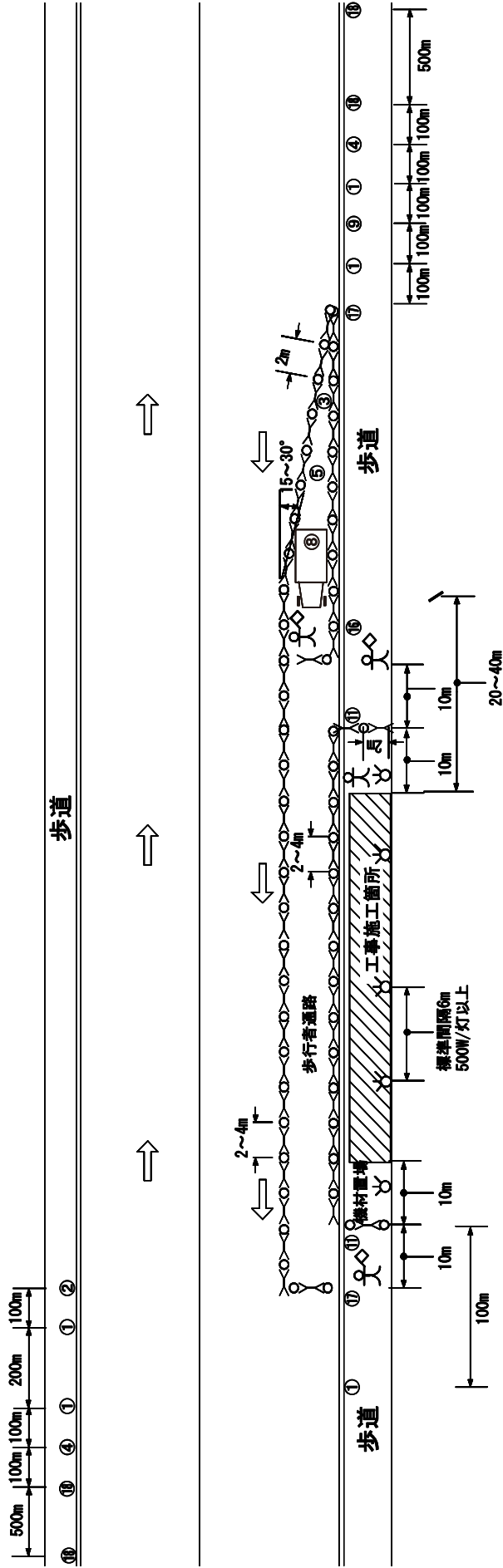
中央分離帯修理、設置：夜間（昼間）



- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。  
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。  
 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。  
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。  
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工事前で調整を行い設置すること。  
 6. ⑬は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。  
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

# E 型標準図

歩道工事：夜間（昼間）

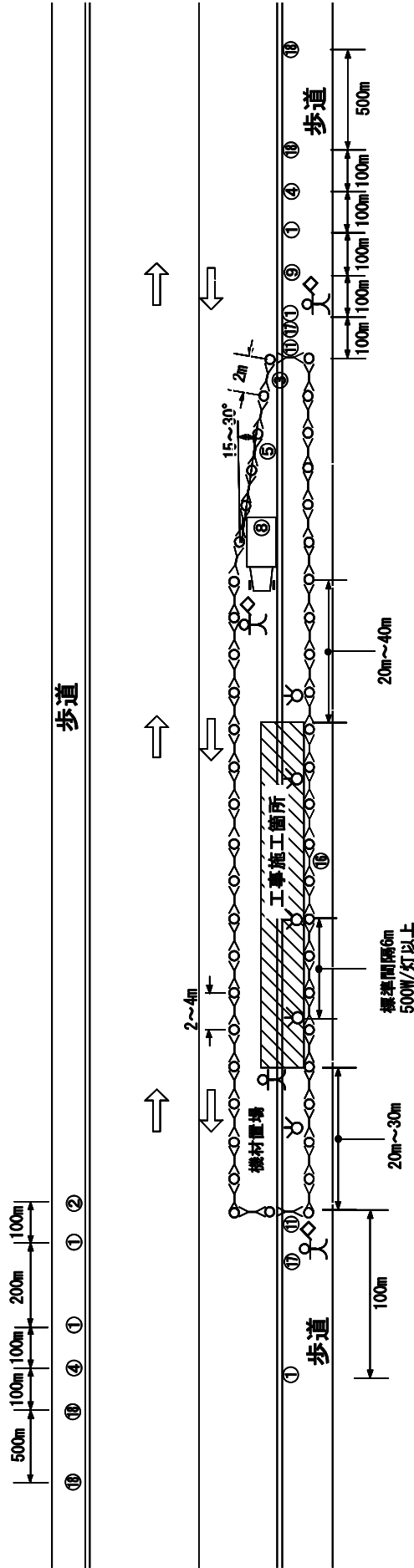


- 注) 1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。  
 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。  
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。  
 4. カラコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。  
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。  
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工事前で調整を行い設置すること。  
 7. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。  
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。



# F 型標準図

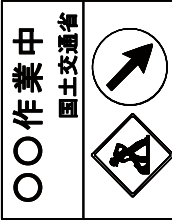
ガードレール、標識、街渠等の設置修繕:夜間(昼間)



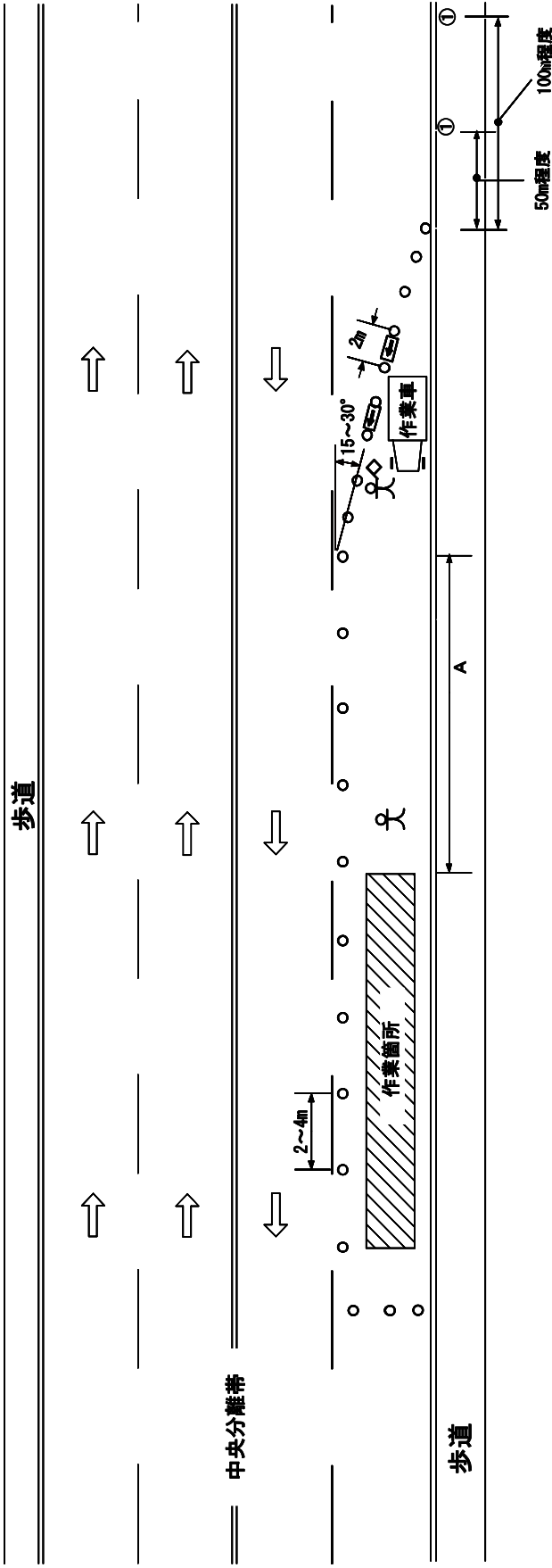
- 注) 1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。  
 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。  
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。  
 4. カラコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。  
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。  
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工間で調整を行い設置すること。  
 7. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。  
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

# G 型標準図

除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整理：昼間作業



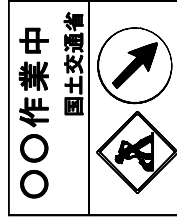
注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。  
「〇〇作業中」は「除草作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用  
 2. Aの距離については通行車両の走行速度及び沿道状況を勘案して確保する。  
 (Aについては30m程度を標準とする。この範囲に作業員は立ち入らないこと)  
 3. 保安要員1名以上、交通整理員1名以上おくこと。  
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。  
 5. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

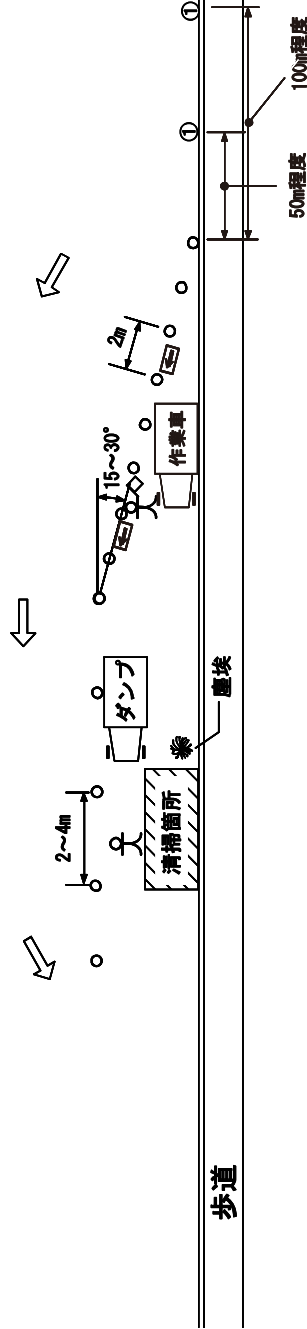
# H 型標準図

路面および側溝の人力清掃：昼間作業



注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。  
「〇〇作業中」は「清掃作業中」等と標示する。

歩道

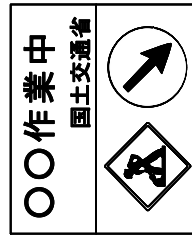


歩道

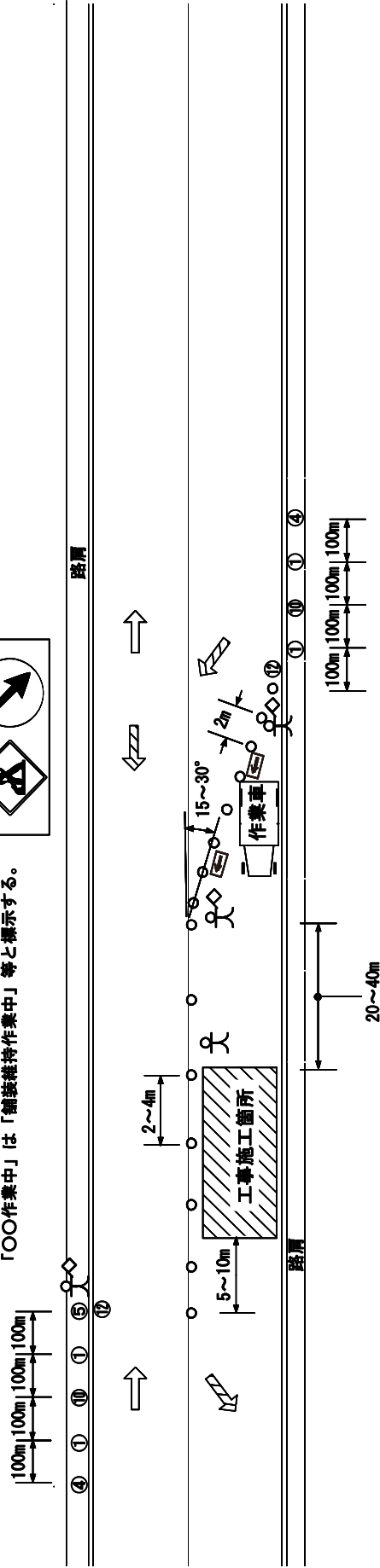
- 注) 1. 移動用  
2. 保安要員1名以上、交通整理員1名以上おくこと。  
3. カーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。  
4. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

# I 型標準図

目地シール作業等(短時間作業): 昼間作業



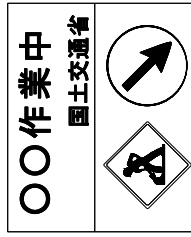
注: 標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。  
「〇〇作業中」は「継続維持作業中」等と標示する。



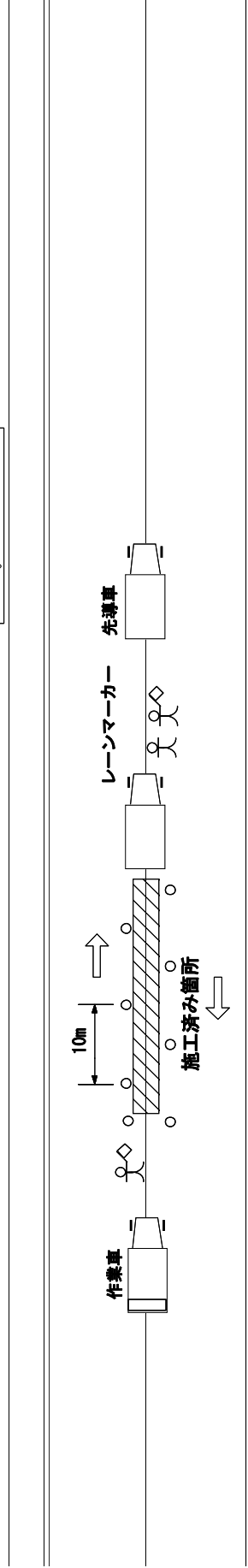
- 注) 1. 移動用  
 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。  
 3. カーブコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。

# J 型標準図

レーンマーク作業：昼間作業



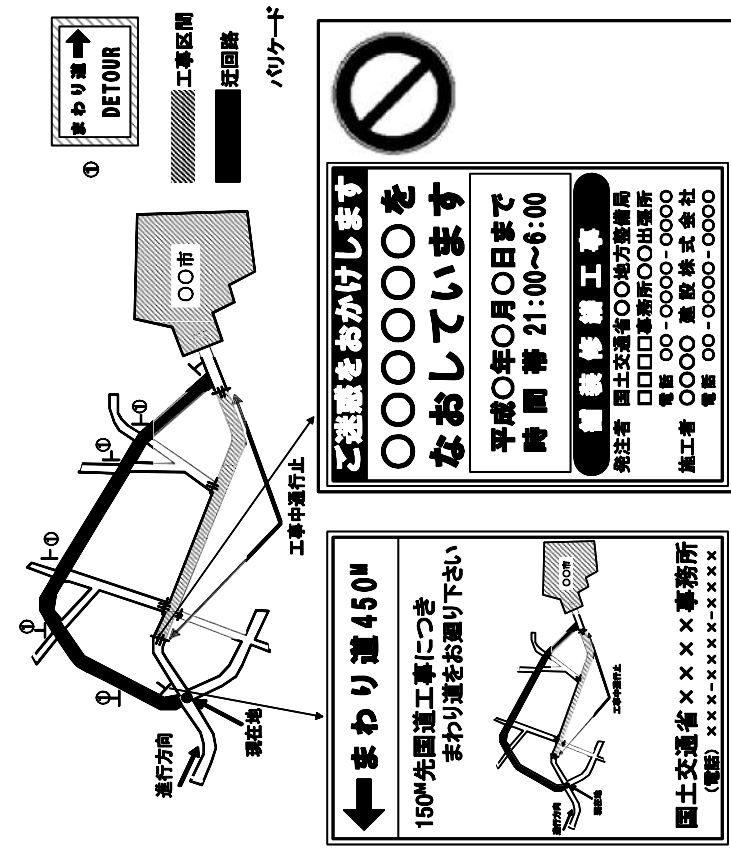
注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。  
「〇〇作業中」は「区画線作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用  
 2. 作業実施には原則として警察官立会いの上施工し、広幅員の場合には防護用作業車を使用のこと。  
 3. 先導車を使用すること。  
 4. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。  
 5. カラコーンの設置間隔は当該警察署と協議すること。

# 迂回路標示標準図

## 迂回路標示



**ご迷惑をおかけします**  
**〇〇〇〇〇〇をおおしています**  
 平成〇年〇月〇日まで  
 時間帯 21:00~6:00

**道路修繕工事**  
 発注者 国土交通省〇〇地方整備局  
 〇〇〇〇事務所〇〇出張所  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 施工者 〇〇〇〇 建設株式会社  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

**まわり道 450M** →

この先国道工事につき  
まわり道をお廻り下さい

国土交通省 × × × × 事務所  
 (電話) × × × × - × × × × - × × × × ×

市街地の場合

**ご迷惑をおかけします**  
**〇〇〇〇〇〇をおおしています**  
 平成〇年〇月〇日まで  
 時間帯 21:00~6:00

**道路修繕工事**  
 発注者 国土交通省〇〇地方整備局  
 〇〇〇〇事務所〇〇出張所  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 施工者 〇〇〇〇 建設株式会社  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

**まわり道 450M** ←

150M先国道工事につき  
まわり道をお廻り下さい

国土交通省 × × × × 事務所  
 (電話) × × × × - × × × × - × × × × ×

地方部の場合

注) 1. 迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。